

# 住所地特例

令和元年11月14日  
厚生労働省老健局

# 住所地特例について①

## 現状

### 1. 経緯

- 介護保険においては、地域保険の考え方から、住所地の市町村が保険者となるのが原則。その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、特例として、介護保険3施設（特養、老健、介護療養）、特定施設（有料老人ホーム（介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅を含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）に入所する場合には、住所を変更しても、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。（その後、対象施設間を移動した場合にも、元の保険者が引き継がれる。対象施設以外に住所を移した場合、その住所地がある自治体が保険者に変わる）
- 制度創設時の対象は、介護保険3施設であったが、累次の改正により対象範囲が拡大され、平成26年改正において現行の対象施設まで拡大したところ。  
併せて、住所地特例対象者が、特定地域密着型サービス（※）を除く地域密着型サービス）を利用する際には給付の対象とし、保険者市町村から給付を行うこととされた。  
※ 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。
- なお、平成27年、日本版CCRC構想有識者会議においても、「生涯活躍のまち」構想の検討にあたり、高齢者の移住促進の観点から、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例について一般住宅まで拡大を求める意見があった。
- 一方、「生涯活躍のまち」構想（最終報告）においては、  
「住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方自治体間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要がある。  
住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにありと考えられる。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、以下の①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。  
このような結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。具体的には、特に年齢が高い高齢者が多い地方自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。」  
とされた。
- これを踏まえ、調整交付金について、平成29年の制度改正において、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化することとし、平成30年度より実施している。

## 住所地特例について②

### 現状

#### 2. 課題

- 平成30年の地方分権改革に関する提案募集において、住所地特例の対象外とされている施設のうち、住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることが提案された。
- これに対し、厚生労働省は
  - ・ 認知症グループホームなどの地域密着型サービスは、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう創設されたサービスであり、原則として住民のみが利用できるものとして構成していることを踏まえ、住所地特例の対象外としている
  - ・ 提案内容は、住所地特例制度そのもののあり方にも関係する内容であり、自治体間の負担調整という性格上、要望団体以外の自治体からの異論が出ることも想定されるなどの回答をした。
- 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）においては「住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。
- また、骨太方針2019において、「住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。」という内容が盛り込まれたところ。

### 論点

- 平成30年度地方分権提案、地域密着型サービスの趣旨、高齢者の移住促進等の観点を踏まえ、住所地特例制度のあり方についてどのように考えるか。